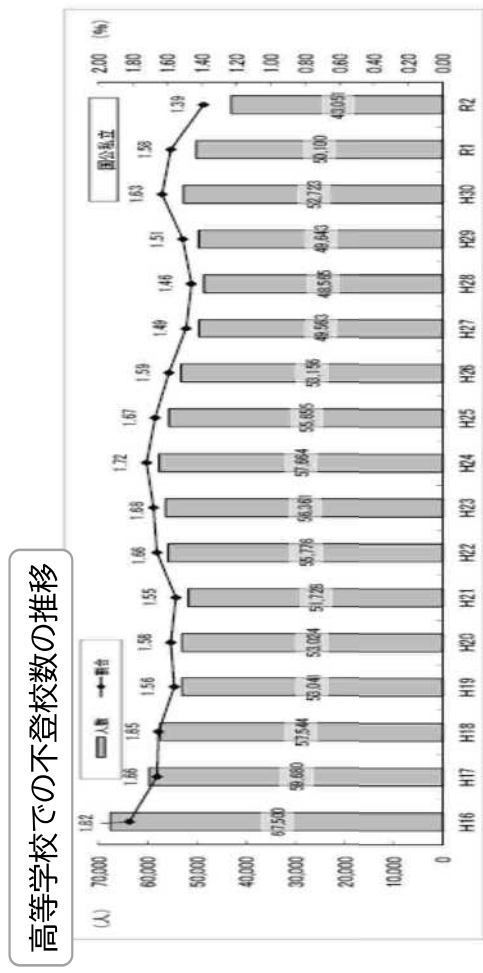
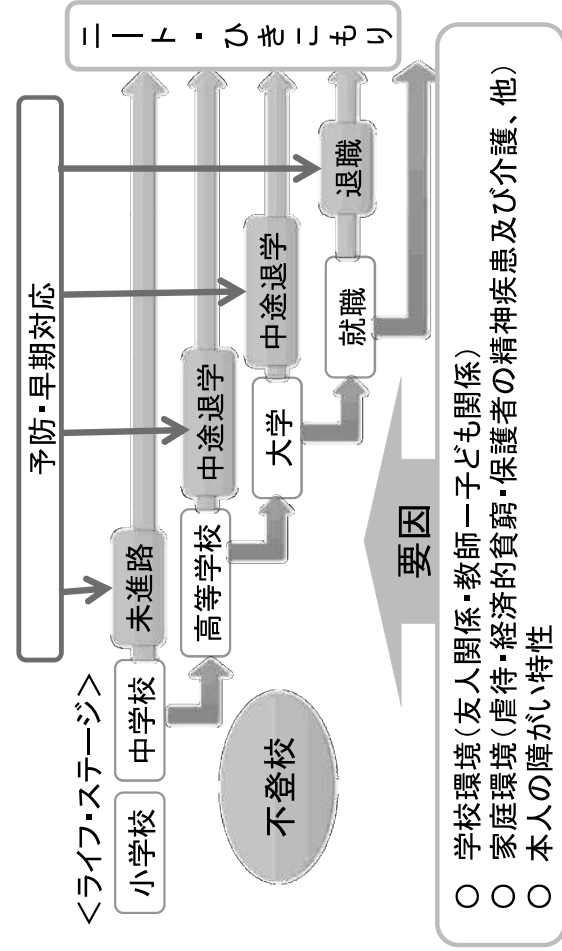
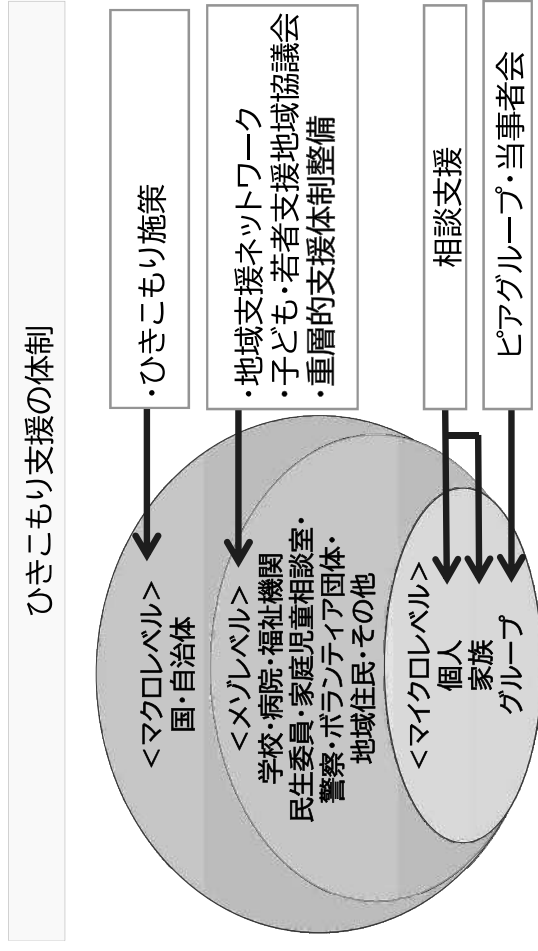


研修教材例③



高校の不登校は留年、中途退学、貧困をもたらす可能性があるため、「進路」に視点をいたした支援が必要。文部科学省は高校のスクールソーシャルワーカー派遣予算を多く出していないため、東京都では独自予算で「ユースソーシャルワーカー」を採用し、中途退学予防に取り組んでいる。全国的には高校スクールソーシャルワーカー配置は多くない。



東京都教育委員会では、平成26年度から都立高校等における不登校・中途退学未就学防止対策として、都立学校(自立支援チーム)派遣事業を実施しています。

都立学校「自立支援チーム」とは

自立支援チームの役割は、都立高校等と連携し、①中途退学の未然防止、②不登校生徒への支援、③生徒及びその家族が抱える課題への積極的支援、④都立高校を中途退学した生徒への助成・再就学支援を行うことです。
 自立支援チームは、ユースソーシャルワーカー(YSW)と、ユースアドバイザー(YA)によって構成されています。
 YSWとは、若者の自立を支援する「ユースワーカー」の役割に「ソーシャルワーカー」の役割を一体化したものであり、YAは、YSWをマネジメントするとともにコーディネーター/バイザーとしての役割を担います。
 ユースワーカーの役割は、若者の個人的な社会的成長と彼らの社会的包摂にあり、ソーシャルワーカーの役割は、「若者を取り巻く生活、家族等の様々な課題の解決と軽減」です。若者(高校生)の成長を阻害する諸課題の解決を図りながら、自立した社会人へと成長していくための支援(いわば、福祉と教育を統合させた指導への支援)がYSWに期待されているのです。

東京都の高等学校での「ユースソーシャルワーカー」の役割業務

- ①生徒への働きかけ
 - ・生徒との面談、家庭訪問等を担任等と協力して行います。・生徒理解のために学校・家庭・地域の関係機関から情報収集を行う。
 - ・生徒に関する情報収集の内容を把握し、解決に向け、教職員への支援や家庭・地域と連携して支援活動を行う。
- ②保護者等に対する支援、相談、情報提供
 - ・保護者等への相談援助を行う。
 - ・関係機関や地域の社会資源に関する情報提供又は紹介等を行う。
 - ・教員と保護者との間や、保護者と関係機関との間の仲介、解決に向けた調整、支援を行う。
- ③学校内における生徒指導体制への支援
 - ・生徒に対する改善に向けての情報交換、援助及び課題分析(アセスメント)、支援のためのプランニングの構築を行う。
 - ・校内チーム体制づくりを教職員と協働して行う。

東京都の高等学校での「ユースソーシャルワーカー」の役割業務

- ④関係機関とのネットワークの構築
 - ・生徒及び家庭環境等に関する情報を基に、関係機関とネットワークを構築する。
 - ・必要に応じてケース会議を開催する。
 - ⑤教職員向けの研修・コンサルテーション
 - ・学校現場での有用な支援の方法やユースソーシャルワーカーに関する知識や技術について研修を行う。
- 事例1 出席状況の悪化から、生活が困難していることが明らかになった
 事例2 生徒の申し出から、家庭での虐待が明らかになった
 事例3 SNSのトラブルによって不登校になってしまった
 事例4 家庭環境の急変をきっかけに生活が困難し、不登校になった
 事例5 進路で悩んでいる生徒との面談で家庭環境の問題が表出した
 事例6 授業妨害を繰り返す生徒との面談で発達に関する課題が表出した
 事例7 障害が疑われる生徒と家族に対する就労支援を行った
 事例8 保護者からの頻繁な苦情から家庭環境が明らかになった
 事例9 進路指導部と連携し、就労に向けた支援を充実させた
 事例10 校内のスペースを活用し、生徒の「居場所」づくりを行った その他

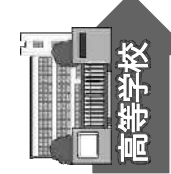


高等学校での中途退学

2018年9月開始

福岡県若者自立相談窓口

進路が定まっていない高校中退等の若者やその保護者から、悩みや将来の希望を伺い、必要な情報を提供したり、就労、福祉、保健など適切な支援機関へつなぎ、自立を応援する窓口



福岡県若者自立相談窓口（(H30.9.3～R1.12.31;延べ相談件数815件）

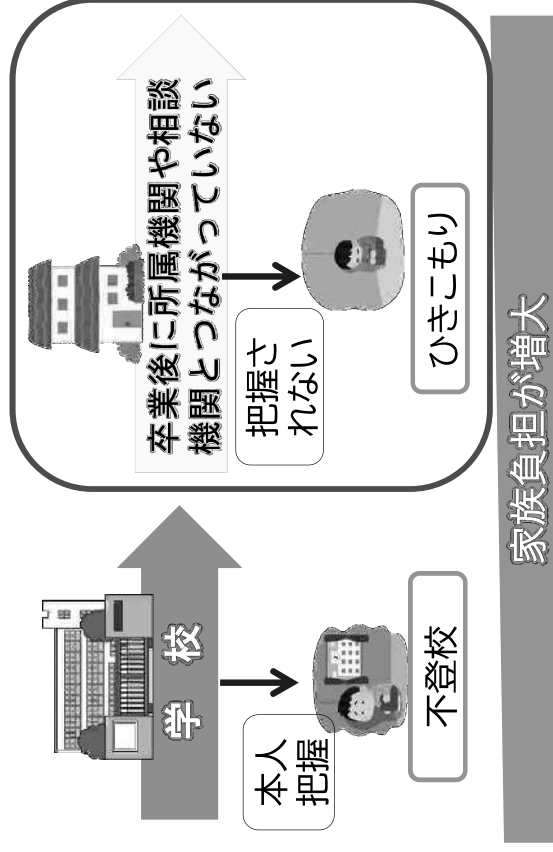
<本人の状況>

高校在学	26%
高校中退	22%
高校未入学	6%
中学生	4%
短大/大学	4%
その他	38%
計	100%

<相談内容>

将来不安	19%
進路	19%
ひきこもり傾向	18%
就学・学業	16%
就職	16%
不登校	7%
問題行動・暴力	5%
計	100%

- ・3年以内55%
- ・3年～7年19%
- ・7年以上26%



<京都府>

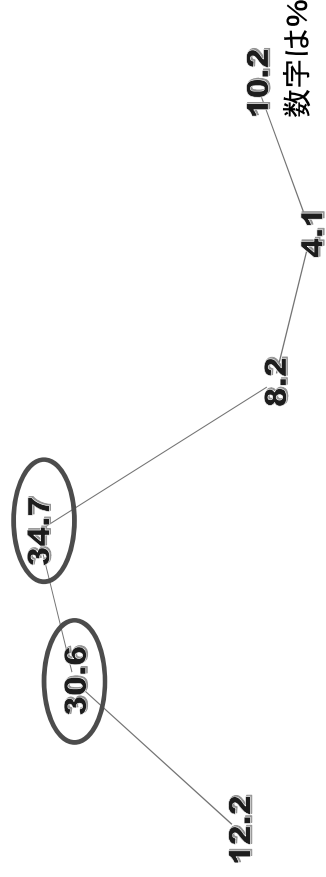
ひきこもり状態にある方と、その家族を支えるため、京都府家庭支援総合センター内に「脱ひきこもり支援センター」を設置



<早期支援特別班>
府内の中学・高校や民生児童委員、民間支援団体と連携し、ひきこもり傾向にある児童生徒や家族等に対して、早期にアプローチし、適切な支援につなげます。

現在の状態になったのは、あなたが何歳の頃ですか。

ひきこもり年齢（15歳～39歳の調査：49名）



14歳以下

15歳～19歳

20歳～24歳

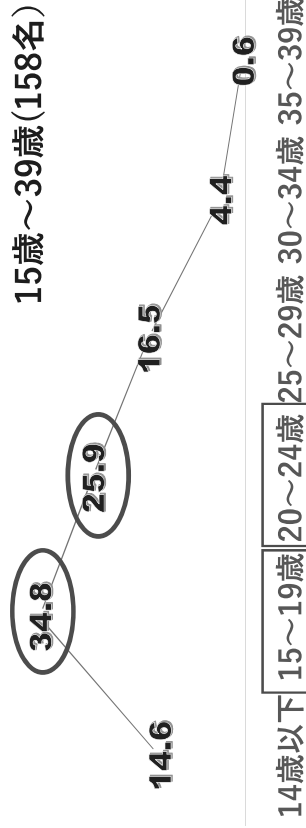
25歳～29歳

30歳～34歳

35歳～39歳

現在の状態になったのは、あなたが何歳の頃ですか。

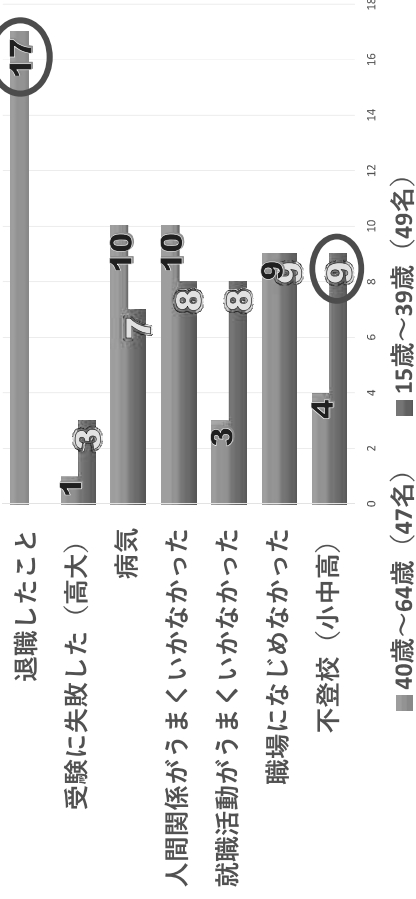
過去のひきこもり群でのひきこもり年齢



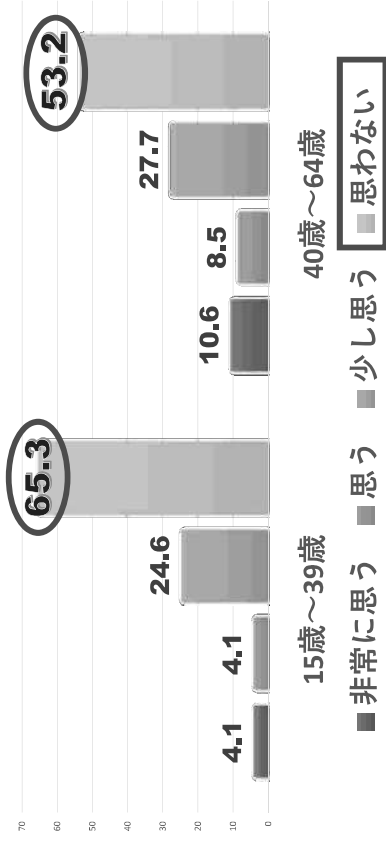
数字は%

15歳～24歳でのひきこもりの始まり

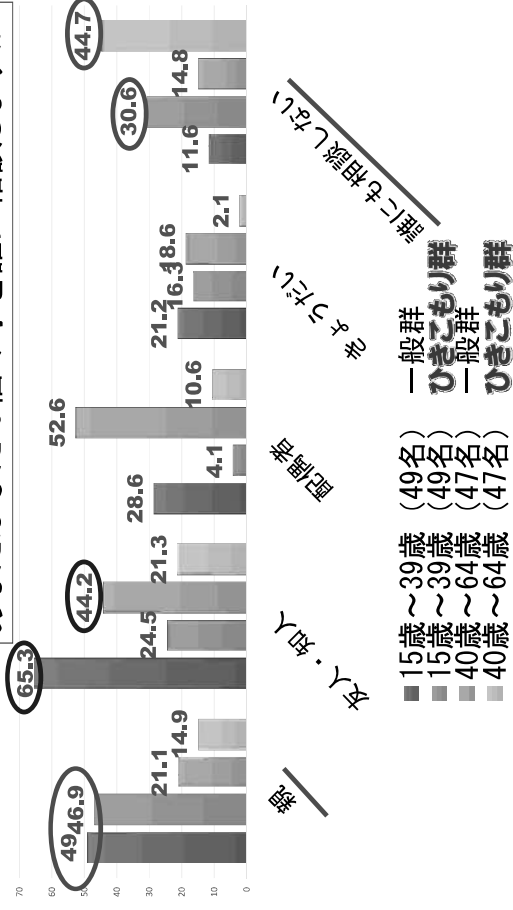
ひきこもりのきっかけ



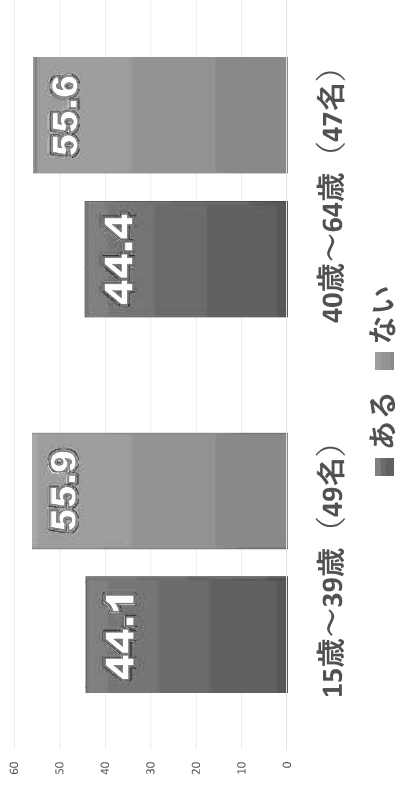
関係機関に相談したいと思うか



あなたはふだん悩み事を誰に相談しますか

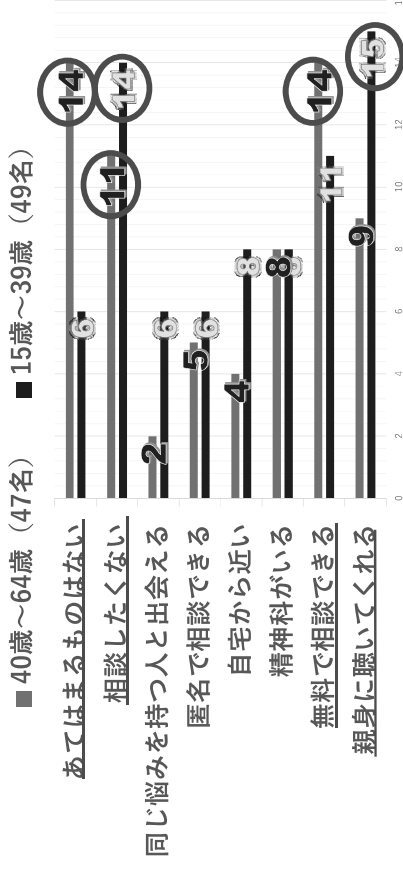


関係機関に相談したことがあるか

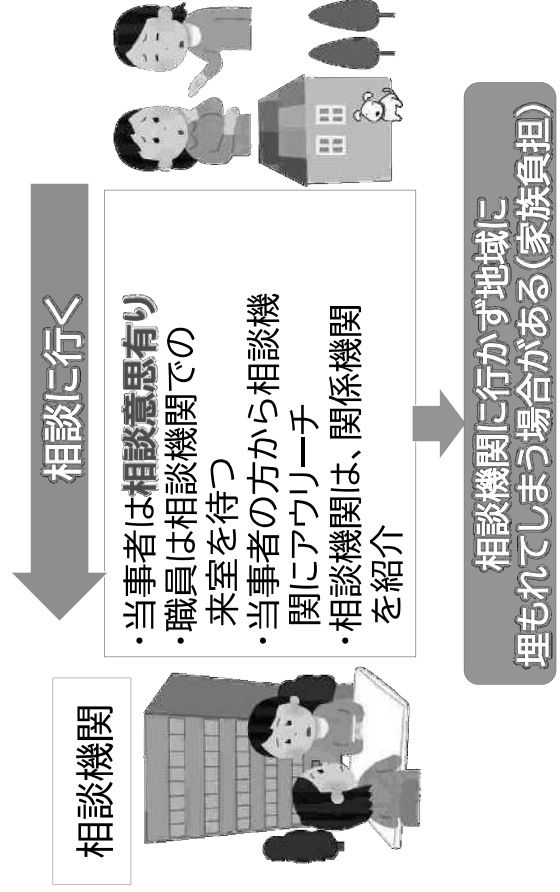


どのような機関なら相談したいと思うか

数字は%



○ 若者群・中高年群ともに、アウトリーチ支援の必要性





地域での発見・支援システム
—地域福祉(コミュニティ・ソーシャルワーク)—

福岡県うきは市

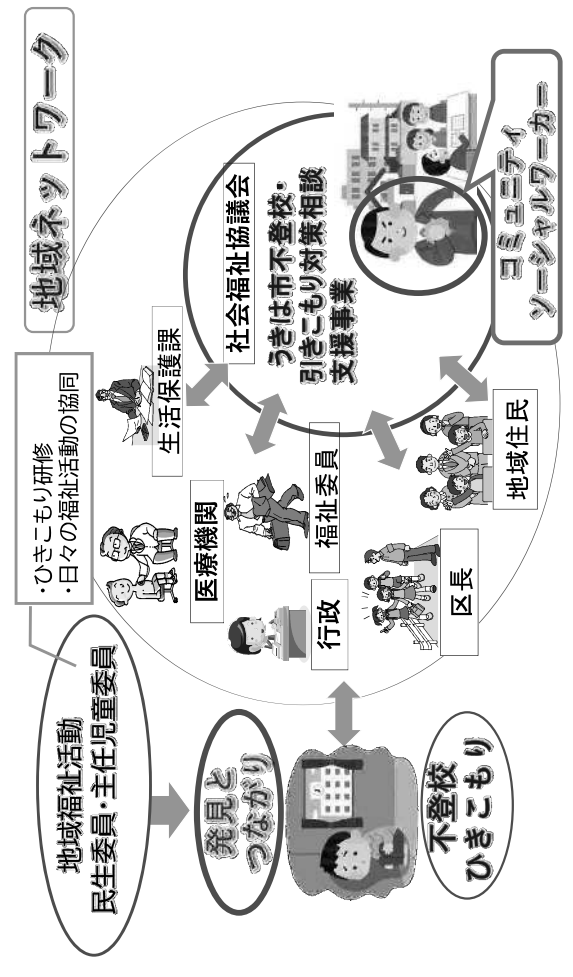
人口 : 30,396人
 世帯 : 11,031世帯
 高齢者率 : 27.7%
 小学校 : 10校
 中学校 : 2校

市町村社会福祉協議会
の取組み

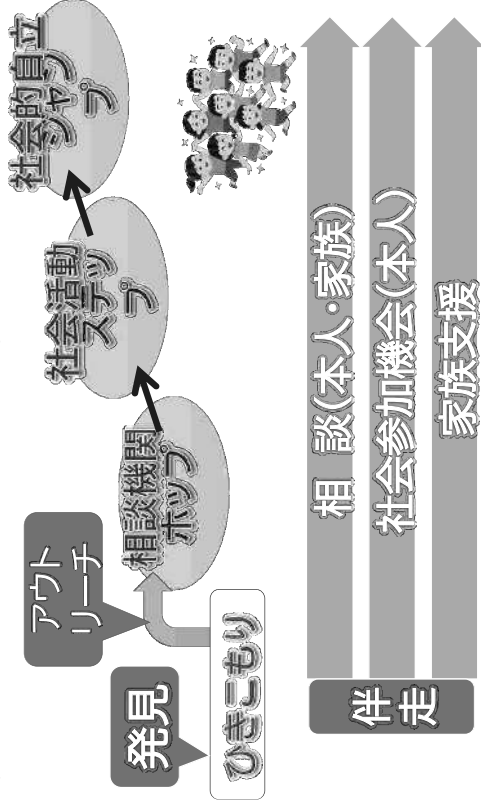


○地区の座談会や民生委員・児童委員からの情報
 学校卒業後、学校の支援が及ばなくなるといふ課題や、市内の不
 登校・ひきこもり支援のマンパワー不足、当事者を中心に社会資源
 に繋ぐ仕組みがないなどの課題があった。そこで、うきは市社協で
 は、実態把握や課題をもとに行政との話し合いをすすめた。

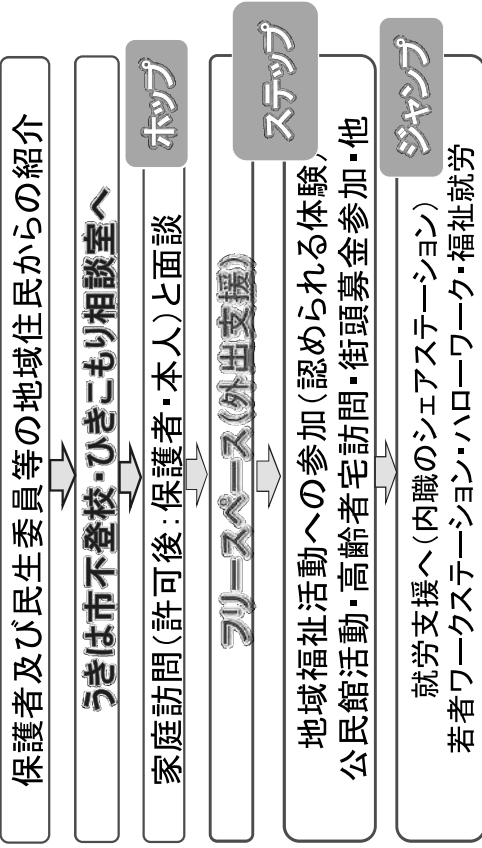
○市に働きかけて「不登校・ひきこもり対策相談支援事業」がスター
 トする
 平成22年度から市が不登校やひきこもりの人への相談(不登校・
 ひきこもり対策相談支援事業)事業を立ち上げ、社協が委託を受け、
 運営開始。専用相談ダイヤルを設置し、専任相談員1名を置いて相談
 を受け付け、電話やメールでの相談、家庭訪問等を行いました。



地域でのひきこもり支援



うきは市社協「不登校・ひきこもり対策相談支援事業



<京都府>

ひきこもり状態にある方やその御家族が、身近な地域で訪問・相談等の支援を受けられるよう、ノウハウを持つ民間団体と連携し「チーム絆・地域チーム」を府内に設置しています。

担当地域	事業所名	相談窓口所在地
・乙訓地域：向日市・長岡京市・大山崎町	NPO法人乙訓障害者事業協会(乙訓もも)	
・山城北地域：宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・井手町・宇治田原町	ほっこりスペース あい	
・山城南地域：木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村	社会福祉法人南山城学園【京都府「チーム絆」山城南相談室】	
・南丹地域：亀岡市・南丹市・京丹波町	京都府チーム絆学びの森	
・中丹地域：福知山市 舞鶴市 綾部市	NPO法人ニュートラル	
・丹後地域：宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町	企業組合労協センター事業団(ひととわ)	

地域でのボランティア活動及び就労プログラム

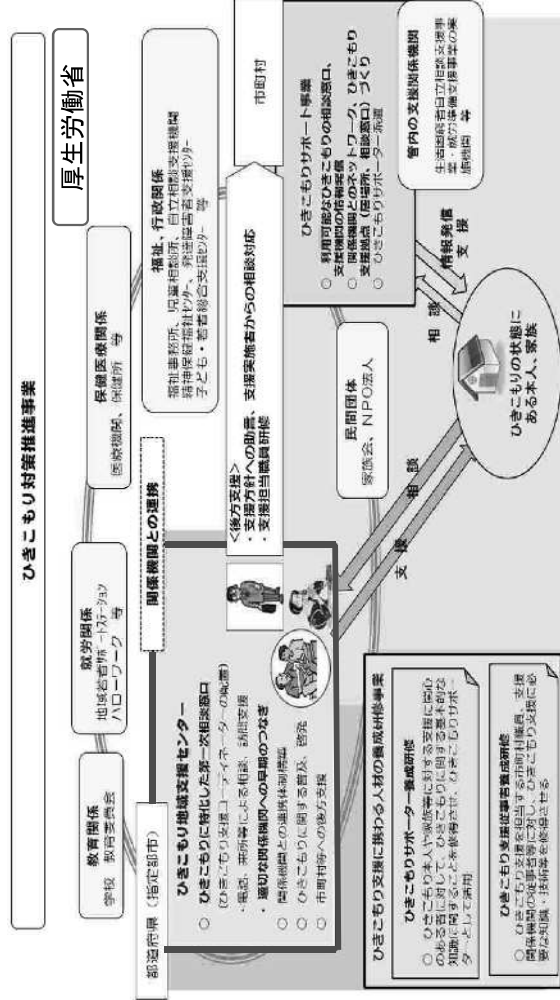
平成25年度 困難を有する子ども・若者及び家族への支援に関する調査研究(内閣府)

支援内容	参加理由
ボランティア(清掃・巡回図書・花づくり・福祉施設訪問・他)	<ul style="list-style-type: none"> ・人になれるため ・仕事に就く前に知識や能力を得るため ・働いたことがないので、雰囲気だけでも経験できたのは良かった

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
「若者の生活に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書」
(2016年)

支援内容	参加理由
支援機関内での 訓練及び仕事	・スタッフが一緒にいてくれて、困った事がいえるから ・この訓練によって自分がどれくらい出来るか
支援内容 就労準備 プログラム	・人とのコミュニケーションをとることが苦手だったけど、少しずつできるようになってきた ・他人と関わる事で、対人関係に対する不安がやわらぎ、働くことへの不安が少しずつ消えた

内閣府調査:「ひきこもりの状態ではなくなってきたきっかけや役立ったこと」	
就職・転職	25
友人・知人	10
自身の成長(年齢・精神・体力)	4
趣味・ボランティア	5
入学・進学・卒業	8
家族・家庭	15
生活のため(お金が無くなったため)	11
医療機関・支援機関	6
生活スタイルの変化(目標が見つかる)	14



公的相談支援機関

京都府脱ひきこもり支援センター

ひきこもり地域支援センター(都道府県・指定都市)

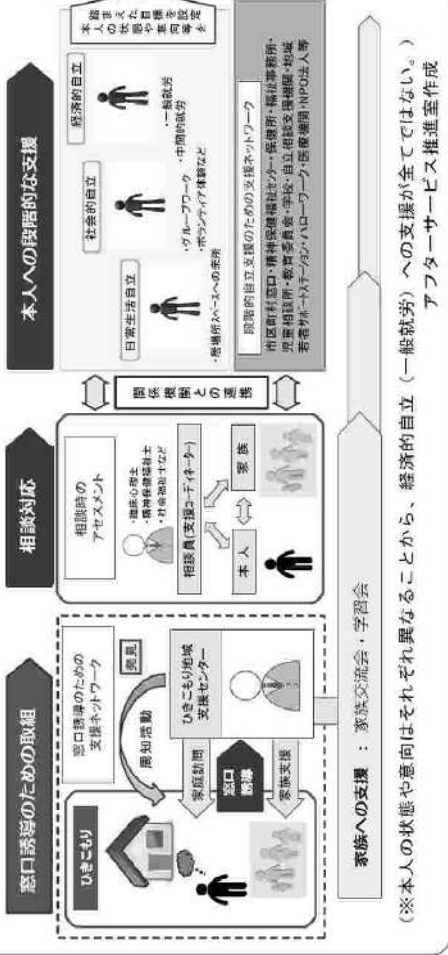
<事業内容>

- ひきこもりに特化した第一次相談窓口
(ひきこもり支援コーディネーターの配置)
- ・ 電話、来所等による相談、訪問支援
- ・ 適切な関係機関への早期のつなぎ
- 関係機関との連携体制構築
- ひきこもりに関する普及、啓発
- 市町村等への後方支援



都道府県単位で設置され広域な範囲をカバーしていることから、相談者への支援を十分に行うことができていないのではないかとの課題がある。

ひきこもり地域支援センターを中心とした相談・支援の流れ（例）



（※本人の状態や意向はそれぞれ異なることから、経済的自立（一般就労）への支援が全てではない。）
アフターサービス推進室作成

厚生労働省アフターサービス推進室「ひきこもり地域支援センター設置運営事業に関する調査」平成28年3月より

公的相談支援機関

厚生労働科学研究事業「地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究」（平成12年度～14年度）での保健所・精神保健福祉センターへの「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査報告

平成14年1月から12月間の全国の保健所・精神保健福祉センターにおけるひきこもりに関する相談は、電話相談9986件（延べ）、来所相談で4083件（実数）であり、あわせて14069件であった（新規・継続問わない）。ひきこもりに関する支援について「家族の個別来所相談」「本人の個別来所相談」「電話相談」などは両機関においてほとんどの箇所で実施されていた。

精神保健福祉センターでは機関主体の家族教室（62.3%）・家族主体の家族相談会（24.6%）を積極的に開催・支援していた。特に精神保健福祉センターでは保健所に比べ事例が集積していること、サービス内容も比較的多彩であることから、今後支援の中核となることが期待される。

公的相談支援機関

精神保健

精神保健福祉センター（都道府県・指定都市）

相談支援では、「精神保健福祉相談」にて、ひきこもりを含め、心の悩みを持つご本人やその家族を対象に、電話相談、来所相談を行っている。また、同じ悩みを持つ人や家族のグループ活動を行っている。

精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設置している自治体もある。

京都府精神保健福祉総合センター

公的相談支援機関

精神保健

保健所

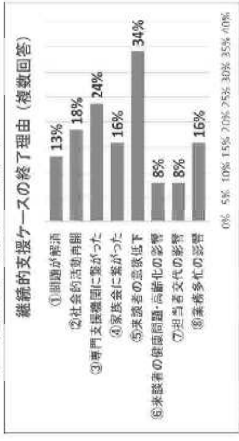
保健所は、地域保健法に基づき、地域住民の健康の保持、増進活動の中心となる公的機関で、都道府県、指定都市、中核市その他の政令定める市又は特別区で設置されている。

対人保健分野での業務は、①感染症等対策、②エイズ・難病対策、③精神保健対策、④母子保健対策である。

精神保健対策にて、ひきこもり相談をはじめ、心の健康、保健、医療、福祉に関する幅広い相談を受け付けている。相談は電話相談、来所による相談があり、相談者の要望によって、保健師や精神保健福祉士が家庭訪問をして相談を行うこともできる。

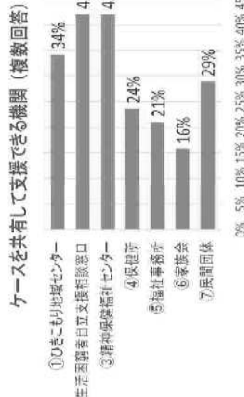
平成30年度厚生労働省 社会福祉推進事業
保健所等における「ひきこもり相談支援の状況」調査の結果概要

継続的支援の結果は…



継続的に相談支援をしていたが途中で終了したケースの内訳では、⑤来談者の相談意欲が低下したためが最も多く、これには県型保健所、政令市型等で共通している。また、③専門支援につなげた場合や①問題が解消、②社会的活動を再開もみられるが、⑧業務の多忙さが影響したためも厚く、継続的支援が難しい要因が、来談者の意欲の維持の難しさに加えて、支援者の業務の多忙さという二重の困難性を念んていることがわかる。

ひきこもり支援は連携が大切



各機関が連携の相手として念頭に置いている連携先は、
・県型保健所は、ひきこもり地域支援センター(ひきせん)、精神保健福祉センター(精セ)、民間団体
・政令市型保健所は、生活支援課自立支援相談窓口、精セ、ひきせん
・市町村では、生活困窮者自立支援相談窓口、保健所
となっている。

公的相談支援機関

京都市子ども・若者総合相談窓口

子ども・若者総合相談センター

内閣府の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、ニート、ひきこもり、不登校などの社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者等を対象とした総合相談窓口である。多くの自治体の名称は「子ども・若者総合相談センター」だが、「若者総合窓口」「若者自立相談窓口」などの名称もある。

業務内容は、①困難を抱える子どもや若者の育成支援に関する総合相談・助言、②保護者のための面接相談、③相談内容に応じた情報提供、④専門機関との連携などである。

なお、年々設置数が増加しているが未設置の市町村もある。

民間支援機関

NPO法人のひきこもり支援

NPO法人のひきこもり支援機関がある。各法人によって支援内容は異なるが、電話相談や面接相談に加え、訪問支援、居場所づくり、家族会、当事者会、生活寮など、独自の取り組みをしている。

当事者組織

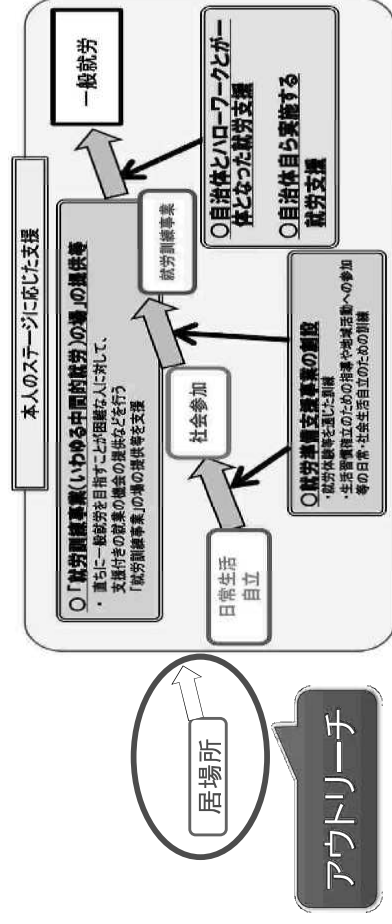
家族会 (KHJ全国ひきこもり家族会、他の家族会)

当事者会

京都府ひきこもり支援情報ポータルサイト

一般社団法人パーソナルサポートセンターの実践報告より

アウトリーチ支援センターの立ち位置



アウトリーチ支援センターの活動内容

アウトリーチによる相談

- 来所が難しい場合は訪問をいたします。
- 定期的に訪問をして関係性づくりから始めます。

居場所・サロン

- 安心して過ごせる場所
- 何をしてもいいし、何もなくてもいい。

ひきこもり予防活動

- ひきこもりにならないように。
- 通信制高校などに出張をしての就労相談や生活相談。
- 卒業後にもつながれるように。

一般社団法人パーソナルサポートセンター

41

就労支援機関

生活困窮者自立支援窓口

生活困窮者自立支援制度に基づき、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるとおそれのある者を対象とする。

事業内容は、①自立相談支援事業、②住居確保給付金の支給、③家計相談支援事業、④一時生活支援事業、⑤就労準備支援事業、⑥就労訓練事業、⑦生活困窮世帯の子どもの学習支援である。

ひきこもりの本人への就労の実現をひとつの目標として、社会参加から就労までの幅広い支援を、就労準備支援・就労訓練等の手法で実施していく。また、ひきこもりの本人を扶養する家族の中には困窮している状況にあるため、早期支援を行っていく。



就労支援機関

地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルティングなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている。

地域若者サポートステーションは、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO法人、株式会社などで実施されている。「身近に相談できる機関」として、都道府県に必ず設置されている。

事業内容としては、①コミュニケーション講座、②ジョブトレ(就業体験)、③ビジネス・マナー講座、④就活セミナー(面接・履歴書指導等)、⑤集中訓練プログラム、⑥パソコン講座・work fit・アウトリーチ支援などがある。

ハローワーク

京都府：社会的ひきこもり支援職親事業（協理事業所）

内閣府：子ども・若者育成支援推進法

「子ども・若者ビジョン」の策定の考え方

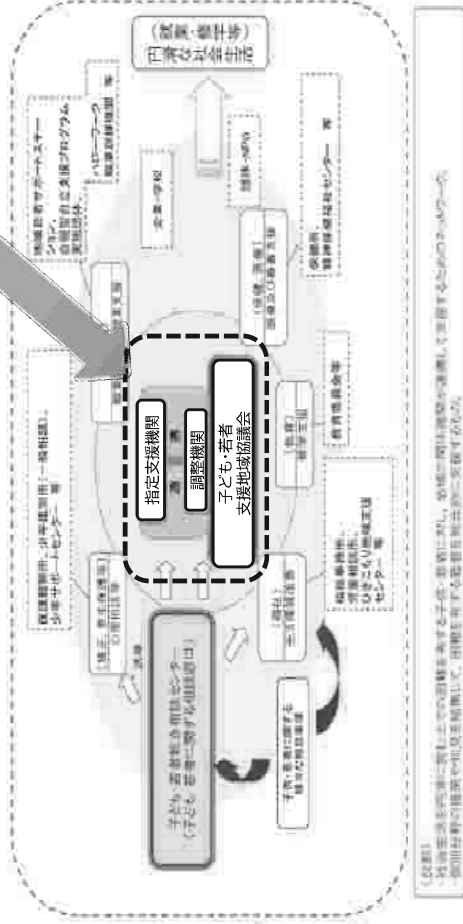
子ども・若者を中心に据え、**地域ネットワーク**の中での成長を支援、「すべて」の子ども・若者と、「困難を抱えている」子ども・若者の両方を支援

子ども・若者育成支援推進法

・地域における子ども・若者育成支援ネットワーク
・子ども・若者支援地域協議会

京都市では、平成22(2010)年10月に「京都市子ども・若者支援地域協議会」を設置するとともに、「子ども・若者総合相談窓口」を開設し、ひきこもり等の困難を有する子供・若者への総合支援事業を開始している。

子ども・若者支援地域協議会



※指定支援機関は、指定支援機関の紹介、緊急対応などの家族相談、②カウンセリング、③心理治療、精神科治療、訪問支援などの本人へのアプローチ、④就業支援、修学・復学支援など、様々な社会資源を活用し、多様なアプローチによってより有効な支援がなされると考えられる。このため、協議会の構成者としては、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの。

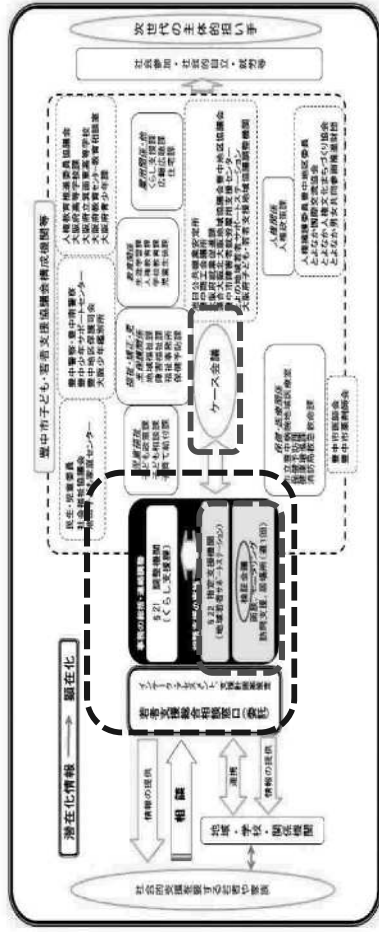
豊中市市民部協働部くらし支援課の実践報告より

協議会の対象となる困難を有する子ども・若者への対応は、例えば、①電話相談、個別家族支援、家族療法、家族法の紹介、緊急対応などの家族相談、②カウンセリング、グループワーク、心理治療、精神科治療、訪問支援などの本人へのアプローチ、③集団療法、ケア、居場所作りなどの集団適応支援、④就業支援、修学・復学支援など、様々な社会資源を活用し、多様なアプローチによってより有効な支援がなされると考えられる。このため、協議会の構成者としては、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの。

「子ども・若者支援地域協議会」では、「調整機関」と「指定支援機関」の連携が掲げられている。「調整機関」は、多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するために協議会の事務局機能を果たし、運営の中核とし、関係機関等との連絡調整を行うことを役割とする。豊中市では「くらし支援課」がその役割を担っている。「指定支援機関」は、公的機関と連携して、困難を有する子ども・若者に対して支援を担うことをその役割とする。豊中市では、地域若者サポートステーションを受託している「キャリアアブリッジ」に委託している。

豊中市は人口409,460人(2020年10月1日)の中核市であるが、子ども・若者支援地域協議会に「ケース会議」を設置している点から、「実務者会議」と「個別ケース検討会議」で構成されている。特徴的なのが、「検証会議」と「ケース会議」である。

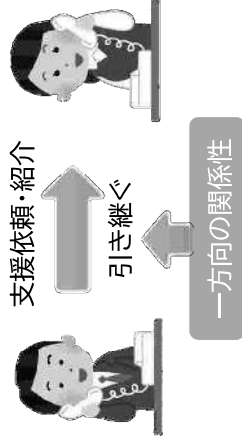
子ども・若者支援協議会を軸とした支援連携イメージ



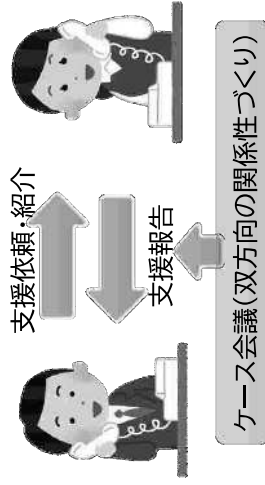
多機関「連携」のポイント

例えば、ある支援機関から他の支援機関に、来談者の支援依頼や支援紹介の電話連絡や文書送付で「連絡」をとることはある。しかし、実際には支援依頼や支援紹介した後は支援を委ねたことになり、互いの支援機関が連絡を取り合うことは多くないといえる。

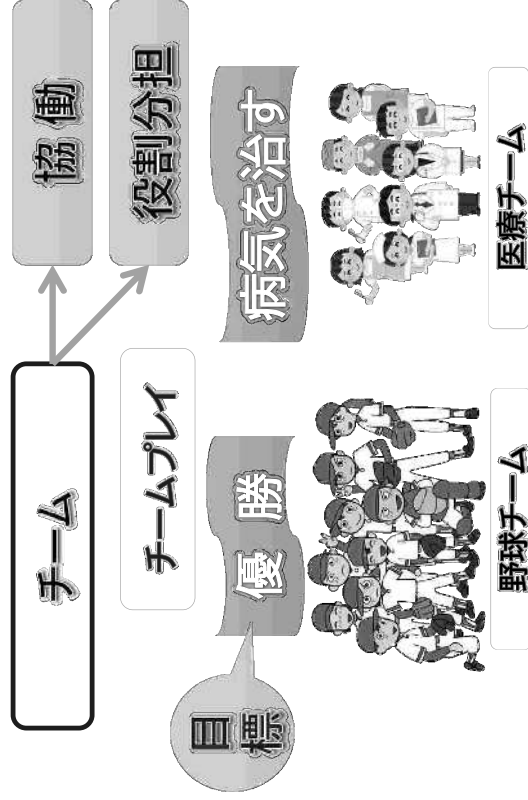
この場合、一緒に支援を検討する機会は少ないといえる。そして、引き継いだ先の支援機関がその後、どのような支援をされているか、支援を委ねたため、その情報も入りづらくなる。そのため、関係機関の実務者間の協力関係性も深まりにくく、支援協力が得られにくい場合もある。



「連携」とは、「互いに連絡をとり協力して物事を行うこと」で、互いに連絡を取り合える関係性が基盤にある。その関係性を深めていくためには、支援事例に関して一緒に検討していく場が望まれる。その場が「ケース会議」である。



豊中市の支援協議会では、ケース会議を中核にし、さらに「検証会議」にて個別ケースごとに具体的な支援策も一緒に検討されている。これにより、関係機関の実務者間は支援に対する共通認識を醸成していくため、協力関係も深まっていく。ここに、多機関の連携を深めるポイントを有しておられる。



多機関「協働」のポイント

多機関の「連携」から「協働」へ

「ケース会議」で関係機関の実務者が一緒に支援を検討する機会は、実務者間の協力関係を深めていく。これにより、ケース会議を開催する場合も各機関の実務者は開催日時の都合や支援依頼・紹介も協力的になっていく。ただし、さらに実務者間の協力関係を一層深めていくためには、「協働」が必要となる。

「協働」とは、一人で個別に取り組んでも達成できない目標に対して、2人以上の人が一緒に協力して働くこと(working together)。そして効果的な人間関係の過程(パートナーシップ)によって目標達成に取り組んでいくことである。そして、協働していくためには、「チーム」で取り組んでいく必要がある。

多機関「協働」支援のための「個別ケース検討会議」の場合

